

大和市告示第96号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年10月1日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保育士雇用補助金」を「保育士雇用補助金（）」に、「ついて、」を「係るもの）」に改め、「とする。」を削り、同条第2号中「認定施設利用補助金」を「認定施設利用補助金（保育認定子ども（）」に、「以下同じ。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子ども）」を「第30条第1項に規定する保育認定子ども）」に、「達していない児童」を「達していないものの保護者）」に、「第13条第2項又は第3項に規定する保育所等利用保留通知書による通知に係る」を「第14条第2項又は第3項の規定により保育所等における保育の利用が認められていない）」に改め、「支給認定子どもに係る」を削り、「利用を辞退した」を「保育を利用しなかった）」に、「在籍する認定施設の保育料について、当該児童」を「利用する認定施設が定める保育料（当該保護者が法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者の場合にあつては、当該保育料から子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第3項に規定する額（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）を控除するものとする。以下この条において同じ。）に係るもの）」に改め、「10,000円（）」の次に「当該認定施設が定める」を加え、「とする。」を削り、同条第3号中「認定施設運営支援補助金」を「認定施設運営支援補助金（）」に、「支給認定子どものうち、」を「教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）（）」に、「達していない児童」を「達していない教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。））」に、「第13条第2項又は第3項に規定する保育所等利用保留通知書による通知に係るものが在籍する認定施設の運営費について、当該児童」を「第14条第2項又は第3項の規定により保育所等における保育の利用が認められていないものが利用する認定施設の運営費に係るもの）」に改め、「10,000円（）」の次に「当該認定施設が定める」を加え、

「とする。」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。